

岡崎市監査委員公告第 13 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項及び岡崎市監査基準第 4 条第 1 項第 3 号の規定に基づき実施した公の施設の指定管理者監査の結果は、別紙のとおりである。

令和 5 年 5 月 31 日

岡崎市監査委員	高 橋 重 長
同	長谷川 龍 伸
同	中 根 武 彦
同	井 町 圭 孝

## 公の施設の指定管理者監査の結果

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第7項及び岡崎市監査基準第4条第1項第3号の規定により実施する監査

### 2 監査の対象

- (1) 指定管理者 岡崎ウェルフェアサポート株式会社
- (2) 公の施設 友愛の家
- (3) 所管課 福祉部障がい福祉課

### 3 監査の実施期間

令和4年12月28日～令和5年5月31日

### 4 監査の対象期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日

### 5 監査の着眼点

公の施設の指定管理業務に係る出納その他の事務の執行が法令等に適合し、当該公の施設の設置目的に沿っているかについて監査した。

### 6 監査の実施内容

岡崎市監査基準の規定に基づき、提出された監査資料を参考とし、関係書類を試査するとともに、マネージャー等の説明を聴取して監査を実施した。

### 7 指定管理業務の概要

#### (1) 業務の内容

- ア 地域活動支援センターに関すること
- イ 施設の運営に関すること

ウ 施設及び設備の維持管理に関すること

- (2) 指定方法 公募
- (3) 指定管理料 80,835,538円（令和3年度）
- (4) 指定期間 平成30年4月1日～令和16年3月31日

8 監査の結果

各事務は、法令等に適合し、当該公の施設の設置目的に沿って適正に執行されているとおおむね認められたが、次のとおり改善・検討を要する事項等が見受けられた。

- |  |
|--|
| 1 行政財産目的外使用料の減免手続きについて、減免を受けようとする者から申請がないにもかかわらず減免をしているものがあったため、公有財産管理規則に準拠した適正な処理をされたい。 |
| 2 施設の光熱水費について、事業契約書に規定された支払方法とは異なる方法で支払われていたため、適正な処理をされたい。                               |